平成２３年（フ）第６３４号
神戸市東灘区田中町５丁目４番８―201号、従前の住所兵庫県西宮市津田町５番10―224号
債務者　本田　征子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６５号
神戸市灘区岸地通１丁目８番１号
債務者　鎌田美千子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９０号
兵庫県三田市東本庄1188番地　三田療護園、住民票上の住所兵庫県明石市鳥羽1493番地の39
債務者　古舘　克典
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１２号
神戸市垂水区星陵台３丁目５番８号　東棟、従前の住所神戸市垂水区海岸通２番２―1101号
債務者　大西　三良
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１３号
神戸市垂水区星陵台３丁目５番８号　東棟、従前の住所神戸市垂水区海岸通２番２―1101号
債務者　大西はるみ
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９０８号
愛知県北名古屋市六ツ師道毛170番地６
債務者　コウシールこと　堀田　伸幸
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９２号
山口県防府市大字台道1535番地
債務者　宮崎　光則
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
山口県防府市華浦２丁目12番27号
債務者　平山千加子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
山口県防府市三田尻２丁目９番４号
債務者　池田千津子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
神奈川県逗子市沼間１丁目１番１号　ポローニア102号室
債務者　金井　近治
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１９号
宮崎県都城市都島町201番地、申立時の住所山口県萩市大字土原556番地11　ニューハイツマン203
債務者　時任　義彦
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２０号
山口県萩市大字土原556番地11　ニューハイツマン203
債務者　時任由佳理
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２３号
山口県長門市深川湯本1003番地１
債務者　前田さとみ
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１１７号
青森県弘前市大字大町３丁目５番地６　大竹大町ビル内市営大町住宅402号
債務者　河津平志郎
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４０号
青森県黒石市作場町91番地11　シティハイムセルティアＡ棟201号
債務者　藤山　義弘
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第９０４号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地３－６－501
債務者　岩本めぐみ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９３７号
埼玉県鴻巣市愛の町160番地、区画整理前の住所埼玉県鴻巣市三ツ木452番地１
債務者　石井　泰弘
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係